

収集・処理できないごみ

収集しない物

家電リサイクル法 対象機器

エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機（詳しくはP13参照）

パソコン

デスクトップパソコン、ノートパソコン、モニター等（詳しくはP14参照）

一時多量ごみ

大掃除・引越し・庭木の手入れ・その他一時的に多量に出るごみ
（P11の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください）

事業系ごみ

事業所・商店・飲食店・工場などから出る全てのごみ（詳しくはP16参照）

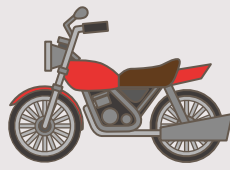
処理できない物



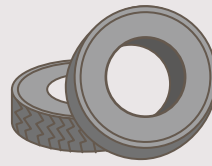
プロパンガスボンベ



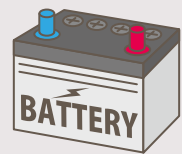
消火器 注①



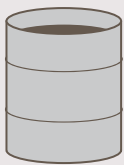
オートバイ 注②



タイヤ



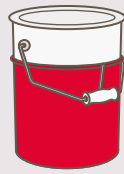
バッテリー



廃油



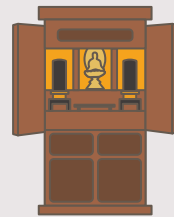
農薬



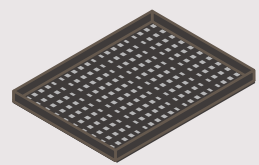
塗料



灯油



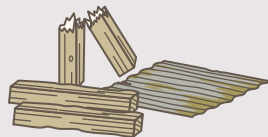
仏壇



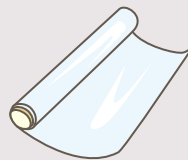
育苗箱



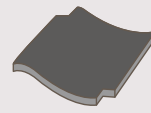
農業用機械



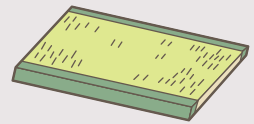
建築廃材・産業廃棄物



農業用ビニール



瓦



畳

※購入した店・専門業者・請負業者に引取ってもらう。

※使用者自ら適正に処理してください。

注①：販売店、もしくは(株)消火器リサイクル推進センター（03-5829-6773）へお尋ねください。

注②：取扱店、もしくは二輪車リサイクルコールセンター（050-3000-0727）へお尋ねください。

資源ごみの持ち去り禁止について

羽島市では、市民のみなさんが出された資源ごみ(紙類、ビン類、プラスチック類及びペットボトル、古繊維、カン類、廃家電、自転車及びその他金属類)を持ち去る行為は、条例で禁止となっています。

持ち去り行為を見かけた場合は、情報提供(日時・場所・車両ナンバーなど)のご協力をお願いします。

持ち去り行為者を直接ご自身で捕まえたり、車両等を無理に制止する行為は、トラブルや危険を伴う場合がありますので、行為者との接触はしないでください。

不法投棄について

ごみの不法投棄は犯罪です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、みだりにごみを捨てた場合、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこの両方が科せられます。

不法投棄された廃棄物は投棄者が処理することが原則ですが、投棄者が不明の場合は、土地や建物の所有者(管理者)に処理責任が生じます。

土地や建物の所有者(管理者)は日頃から不法投棄されないよう適切な維持管理に努めていただくとともに、不法投棄させない環境づくりに地域をあげて協力をお願いします。

廃棄物の野外焼却(野焼き)の禁止について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「焼却禁止の例外」を除き、廃棄物の焼却を禁止しています。なお、例外に該当する場合でも、むやみに焼却してよいというわけではありません。近隣への迷惑にならないよう、注意して行ってください。

緑ごみ回収について

草や剪定枝等は、緑ごみとして回収を行っています。P12の排出方法を確認して、資源ごみとして出してください。

無許可業者への依頼の禁止について

廃家電などの処分に、許可を得ていない違法な回収業者を利用していませんか？

これらの違法な回収業者によって回収された廃家電などの多くは不適正に処理されています。

回収を依頼するときは、適正な業者にお願いしましょう。

違法な回収業者が集めたものは、国内だけでなく海外での不適正処理にもつながっています。一部は中古品として転売されるものもありますが、不法投棄や不適正な処理によって国内外で環境汚染や健康被害が懸念されています。

事業系ごみについて

農業、商業、工業など事業活動で出るごみ(家庭から出るごみ以外)は、営利・非営利にかかわらず、市の収集の対象外です。資源物も含め、地域のごみ集積所に出すことはできません。排出者責任の原則のもと、自ら処理施設に搬入するか、廃棄物処理業者と契約して収集運搬・処分を依頼してください。

詳しくは、環境事業課までお問い合わせください。